

翔陽高校2年次政治・経済

大津町議会だより意見交換会を行いました



9月25日(水)、2年次政治・経済の受講者(13名)は、大津町議会広報編集特別委員会の方々と意見交換会を行いました。前半は、地方議会としての役割や町議の方々の話を聞き、議員の方々がどのような想いで活動されているのかを知ることができました。後半では、2つのグループに分かれてワークショップ「大津町議会だよりをより良いものにするためには」をテーマに各自意見を出し合いました。ワークショップでは班員や町議の方と話を進めていく中で、高校生らしいアイデアを提案することができたように思えます。

以下では、意見交換会に参加した生徒の感想をご紹介します。



田中大輝(菊陽中出身)

今までの授業だけでは深くまで理解できなかった内容が、議員の方から直接聞くことで、自分の住んでいる場所のまちづくりについてもっと知りたいと思うきっかけになりました。また、ワークショップでは、自分たちが悩んでいるときに議員の方が優しく提案してくれて、自分の意見をまとめることができました。これを機に、自分の住む町の広報や議会だよりを見たりして、自分の住む町づくりについて考えていきたいと思います。

女性議員の方は2、3人いると思っていたけど1人しかおらず、お話を聞く中で、災害があったときに着るものはちょうど良いのがない等、女性目線の考えを生かしたいということを知って驚きました。また、議員になったあとは、議員としてのノウハウ等自分から勉強しなければいけない点にも驚きました。実際に議員の方へ意見を言うことなかなかないので、いい経験になりました。町をより良くしていこうとされているから、自分たちもそれに答えられるようにしていこうと思いました。また、自分の住む町の広報誌はバラバラとしか見ないからじっくり見てみようと思いました。



青木翔夏(武蔵ヶ丘中出身)

大津町議員の人数が16人ということを知ったし、その中で委員会などで3つに分かれているということも初めて知りました。普段は議員の方と意見を交換する機会がないので、今日意見を交換することができて良かったです。また、自分たちの意見が来年からの議会だよりに反映されるかもしれないと聞いて、もし反映されたら嬉しいと思いました。



佐伯碧(大津北中出身)

文字にしてみるとみんな感じる感じが似ていたり、外国人の方が読めるようにする・視覚障害者の方も読めるようにするという改善策はとていいなと思いました。また、私は自分の地域の議員だよりは写真をバラバラ見たことしかなかったから家に帰って、議会のことについて読んでみたらどんなことが書かれているのかを見ようと思いました。



大賀千澁(旭志中出身)

<編集後記> 毎年、大津町議会事務局の方々には、生徒の学習活動にご協力いただき感謝申し上げます。今回、広報編集特別委員会様との意見交換会は初めてでしたので、生徒がきちんと提案できるか等不安な点は多かったのですが、議員の方々の朗らかな人柄に生徒たちも安心して、会に参加する様子が見られました。また、町内出身の生徒は1名でしたが、今回の活動を踏まえ、自分の住む町づくりに今までより興味を持つことができたようです。今後の活動として、12月に予定されている定例会の傍聴をさせていただく予定です。(公民科担当 佐々木絵里奈)

志は高く、ハードルは低く 第4回 選挙運動ってどうやるの?

「次回は是非、投票できる選挙を!」少しでも多くの人に「その気になってもらう」ため1年間連載した本コラム。第4回最終回は、立候補の最終段階、「選挙運動ってどうやるの?」です。

【“できること”は限られている】

選挙運動は、「告示日の立候補届出後」～「投票日前日」までの間に行うものです。選挙運動では制限されていることが多く、そのため“できること”は限られています。下の表でその代表的なものを例示します。

これまでに書いてきたように、選挙運動のやりかたはみんな違います。この全部が必要ということではありません。また、これらの“できること”についても、こと細かにやり方が決められています。しっかりと確認することが大切です。



運動の内容	公費負担 等	内容や準備
選挙公報	選挙が発行	選挙管理委員会(選管)に事前提出。
ポスターの掲示	上限あり	選管が設置する99ヶ所の掲示板上に掲示できる。
ビラの配布	上限あり	1,600枚まで配布できる。選挙が発行する証紙シールの貼付が必要。
選挙カーの使用	上限あり	告示日前に警察による確認あり。名前などの「連呼」しかできない。
選挙運動用はがき	郵便料金不要	800枚まで発送できる。選管で選挙人名簿(住所)の閲覧ができる。
選挙事務所の設置	なし	選管に届出が必要。1ヶ所のみ。
街頭演説	なし	移動しながらの演説はできない。公共施設・学校・病院等では不可。
個人演説会	公的施設無料	事前に選管に申請。1施設1回無料で利用できる。
新聞広告	なし	選挙運動期間に2回掲載できる。
インターネット利用	なし	

【インターネット選挙運動】

インターネットを使った選挙運動もあります。図のウェブサイトなどを利用する方法は、候補者だけでなく、有権者も運動ができます。

発信者に連絡できるようメールアドレスなどを記載しておく必要があります。

まとめ

準備活動・選挙準備活動には、こと細かなルールがあります。しっかりと本*1やネット等で調べておくことが大切です。

このコラムが、ひとりでも「その気になる」後押しになりますように。

*1参考になる本は役場4Fの議会図書室にも何冊もあり閲覧できます。議会事務局にお声がけ下さい。

